

Jアラート等を通じて緊急情報が発信された場合の行動

城南菱創高等学校

Jアラート等による情報伝達は、以下の3種類が想定されています。
児童・生徒は内容ごとに行動をとってください。

(1) 日本の領土・領海に落下する可能性がある場合

第1報 ミサイル発射情報・避難の呼びかけ
⇒ 避難又は自宅待機

第2報 直ちに避難することの呼びかけ
⇒ 避難又は自宅待機を継続

第3報 落下推定情報(日本の領土・領海の落下)
⇒ 避難又は自宅待機を継続

※バス等車内にいる場合で、車外に出ると危険な場合などは、車内で姿勢を低くして待機してください。
(以下、(2) (3)においても同じ)

第3報以降は、その後の状況に応じて避難の継続又は解除、別の地域への避難等の続報が伝達されるので、伝達内容に従い行動をとってください。

(2) 日本の領土・領海の上空を通過した場合

第1報 ミサイル発射情報・避難の呼びかけ
⇒ 避難又は自宅待機

第2報 通過情報
⇒ 避難又は自宅待機を解除

※通過情報の伝達があった場合は、引き続き避難する必要はありませんが、不審なものを発見した場合は決して近寄らず、直ちに警察、消防や海上保安庁に連絡してください。

(3) 日本の領海外の海域に落下した場合

第1報 ミサイル発射情報・避難の呼びかけ
⇒ 避難又は自宅待機

第2報 落下推定情報
⇒ 避難又は自宅待機を解除

※落下場所等(日本の領海外の海域に落下)についての情報伝達があった場合は、引き続き避難する必要はありませんが、不審なものを発見した場合は決して近寄らず、直ちに警察、消防や海上保安庁に連絡してください。

内閣官房ホームページ（国民保護ポータルサイト）にも
関連情報が掲載されています。

<https://www.kokuminhogo.go.jp/kokuminaction/index.html> →

